

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	<u>丘の上グラウンド</u>
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
	町田市立陸上競技場会議室
	町田市立陸上競技場トレーニング室
略	略
山王塚公園	山王塚公園グラウンド
成瀬うさぎ谷戸公園	<u>成瀬鞍掛グラウンド</u>
	成瀬うさぎ谷戸公園駐車場

別表第1（第7条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
略	略
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
	町田市立陸上競技場会議室
	町田市立陸上競技場トレーニング室
	略
山王塚公園	山王塚公園グラウンド

別表第2（第7条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
-----------	------

別表第2（第7条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
-----------	------

略	略
芹ヶ谷公園駐車場	午前6時から午後7時まで
成瀬うさぎ谷戸公園駐車場	午前6時から午後7時まで

3 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
上の原グラウンド	2時間	午前7時から午後7時まで	同左
丘の上グラウンド	2時間	午前7時から午後7時まで	同左
略	略	略	略
山王塚公園グラウンド	2時間30分	午前8時から午後6時まで	同左
成瀬鞍掛グラウンド	2時間	午前9時から午後5時まで	同左
略	略	略	略

備考 略

4 略

別表第3 (第7条関係)

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略

略	略
芹ヶ谷公園駐車場	午前6時から午後7時まで

3 運動施設

有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
上の原グラウンド	2時間	午前7時から午後7時まで	同左
略	略	略	略
山王塚公園グラウンド	2時間30分	午前8時から午後6時まで	同左
略	略	略	略

備考 略

4 略

別表第3 (第7条関係)

有料公園施設の名称	休館日・休場日
略	略

略 上の原グラウンド <u>丘の上グラウンド</u> 略 山王塚公園グラウンド <u>成瀬鞍掛グラウンド</u> 略	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
--	-------------------------------

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
略	略
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 略 (3) 薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、 <u>芹ヶ谷公園駐車場及び成瀬うさぎ谷戸公園駐車場</u> 1,000円 (4) 略
道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、 <u>芹ヶ谷公園駐車場及び成瀬うさぎ谷戸公園駐車場</u> 時間制による駐車料金

略 上の原グラウンド  略 山王塚公園グラウンド  略	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
---	-------------------------------

別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）

- 1 略
- 2 駐車場

自動車の区分	駐車料金
略	略
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 略 (3) 薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場及び <u>芹ヶ谷公園駐車場</u> 1,000円 (4) 略
道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場及び <u>芹ヶ谷公園駐車場</u> 時間制による駐車料金

(2)・(3)略

備考

1 「時間制による駐車料金」とは、次の各号に掲げる駐車場の利用時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額をいう。

(1) 1時間まで 無料

(2) 1時間を超え1時間30分まで 100円

(3) 1時間30分を超え8時間まで 前号に定める金額に、1時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額

(4) 8時間を超える場合 800円

2 「指定日」とは、日曜日、土曜日、休日及び市長が別に定める日をいう。

3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場、芹ヶ谷公園駐車場又は成瀬うさぎ谷戸公園駐車場である場合については、この限りでない。

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合(鶴間公園を除く。)

有料公園	利用	入場料の	入場料の徴収又はこれに類する取扱
------	----	------	------------------

(2)・(3)略

備考

1 「時間制による駐車料金」とは、次の各号に掲げる駐車場の利用時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額をいう。

(1) 1時間まで 無料

(2) 1時間を超え1時間30分まで 100円

(3) 1時間30分を超え8時間まで 前号に定める金額に、1時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額

(4) 8時間を超える場合 800円

2 「指定日」とは、日曜日、土曜日、休日及び市長が別に定める日をいう。

3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場又は芹ヶ谷公園駐車場である場合については、この限りでない。

3 運動施設

(1) 施設利用料金

ア 専用利用の場合の利用料金

(ア) スポーツに利用する場合(鶴間公園を除く。)

有料公園	利用	入場料の	入場料の徴収又はこれに類する取扱
------	----	------	------------------

施設の名 称等	単位	徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
上の原グ ラウンド	2時 間	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
丘の上グ ラウンド	2時 間	<u>2,090</u> 円	<u>4,190</u> 円	<u>6,280</u> 円	<u>8,380</u> 円
略	略	略	略	略	略
山王塚公 園グラウ ンド	2時 間3 0分	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
成瀬鞍掛 グラウン ド	2時 間	<u>2,090</u> 円	<u>4,190</u> 円	<u>6,280</u> 円	<u>8,380</u> 円
略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園	利用	入場料の	入場料の徴収又はこれに類する取扱
------	----	------	------------------

施設の名 称等	単位	徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
上の原グ ラウンド	2時 間	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
略	略	略	略	略	略
山王塚公 園グラウ ンド	2時 間3 0分	2,090 円	4,190 円	6,280 円	8,380 円
略	略	略	略	略	略

(イ) その他の事業等に利用する場合（鶴間公園を除く。）

有料公園	利用	入場料の	入場料の徴収又はこれに類する取扱
------	----	------	------------------

施設の名 称等	単位	徴収又は これに類 する取扱 いをして ない場合	いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
上の原グ ラウンド	2時 間	41,90 0円	52,38 0円	62,85 0円	73,33 0円
<u>丘の上グ ラウンド</u>	<u>2時 間</u>	<u>41,90 0円</u>	<u>52,38 0円</u>	<u>62,85 0円</u>	<u>73,33 0円</u>
略	略	略	略	略	略
山王塚公 園グラウ ンド	2時 間3 0分	41,90 0円	52,38 0円	62,85 0円	73,33 0円
<u>成瀬鞍掛 グラウン ド</u>	<u>2時 間</u>	<u>41,90 0円</u>	<u>52,38 0円</u>	<u>62,85 0円</u>	<u>73,33 0円</u>
略	略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略

施設の名 称等	単位	徴収又は これに類 する取扱 いをして ない場合	いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
略	略	略	略	略	略
上の原グ ラウンド	2時 間	41,90 0円	52,38 0円	62,85 0円	73,33 0円
略	略	略	略	略	略
山王塚公 園グラウ ンド	2時 間3 0分	41,90 0円	52,38 0円	62,85 0円	73,33 0円
略	略	略	略	略	略

(ウ)・(エ) 略

備考 略



イ 略

4・5 略

イ 略

4・5 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。